

R7年度 知名町立住吉小学校 いじめ防止基本方針

1 目的

住吉小学校いじめ防止基本方針は、文部科学省及び鹿児島県いじめ防止基本方針を受け、これまで推進してきた本校の取組を整理・改善・発展させ、町・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法（定義）第2条から

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

注1）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

注2）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

(2) いじめ問題に対する基本的な方向性

- ア いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つ。
- イ 常にいじめられている児童の立場を親身になって考える。
- ウ 常に教師の児童観や指導の在り方を問い続ける。
- エ 学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となった取組を推進する。

3 いじめ防止等のための組織の設置（いじめ防止対策委員会）

- (1) この組織はいじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案の解決のために学校組織として対処するための検討を行うことを設置目的とする。
- (2) メンバーは校長、教頭、生徒指導主任、生活指導係、養護教諭、必要に応じて当該学級担任、スクールカウンセラー（町）とする。

4 いじめの未然防止

(1) 教職員の取組

- ア 「いじめ」をなくすための取組について ～子どもを守るために～ の配布
- イ 学年共通テーマの中での道徳の授業への取組（いじめについて考える週間、心の教育の日）
- ウ エンカウンター（仲間づくり活動、ストレスマネジメント教育）の定期的実施
- エ 自己有用感を高める学級経営・学校経営
- オ ユニバーサルデザインの視点に立った授業改善
- カ 職員研修の充実（児童個々の理解やいじめに関する授業について全職員で考えるなど）
- キ 児童の情報の共有（一人でかかえこまない）

(2) 児童の取組

- ア 児童主体による学校行事の企画・運営
- イ 児童によるいじめ防止等に関するポスター・標語の作成（いじめを考える週間の取組）

(3) 保護者・地域の取組

- ア 学校便り・学級通信・生徒指導通信などの定期的配布
- イ 知名町生活指導連絡協議会の開催

5 いじめの早期発見

(1) 教職員の取組

- ア 校内協同体制の充実（全職員・いじめ防止対策委員会・保健室（養護教諭）・S C・S S W等の連携）
- イ 相談活動（家庭訪問・教育相談・三者面談）の充実

(2) 児童の取組

- ア アンケート調査の実施
「いじめアンケート」（年3回以上）、「学校楽しいーと」（年3回）

(3) 保護者・地域の取組

- ア 家庭との連携の徹底
- イ 学年・学級P T Aや家庭訪問等の充実

6 いじめに対する対応

(1) 教職員の取組

- ア 生徒指導部を中心とした組織的な対応
- イ 情報の記録（知り得た事実の記録を取り、それを持ち寄り、確認し、全体像の把握を行う）
- ウ 被害児童・加害児童・保護者等の対応の役割分担の明確化（生徒指導部を中心に方針決定）
- エ 全職員への報告（迅速に報告を行い、被害児童・加害児童双方へのケアを十分に行う）

(2) 児童の取組

- ア 被害児童に対して（安全確保を最優先, 共感的な態度で, 安心感ある対応を, 養護教諭や S C（スクールカウンセラー）, S S W（スクールソーシャルワーカー）と連携した心のケアや継続した見届け）
- イ 加害児童に対して（「いじめは決して許さない」という姿勢, 被害児童の心情を第一に, 組織的・継続的な見守り・指導, 養護教諭や S C, S S W と連携した心のケアや継続した見届け）
- ウ 情報提供児童に対して（プライバシーを守る, 勇気ある行動への称賛, 安全確保の徹底）
- エ 集団・周囲の児童に対して（「傍観はいじめ行為と同じ」, 「いじめは自分の問題」, 「いじめを見かけたらすぐに知らせる」ことを指導）

(3) 保護者・地域の取組

- ア 被害児童・加害児童双方への家庭訪問（状況報告や学校の取組方針を伝え, 協力を促す）
- イ 誠意を尽くした継続的な対応（その場だけで終わらない）
- ウ S C や S S W などの活用（保護者の心のケアにも十分に配慮する）
- エ 学級 P T A や生活指導連絡協議会への報告
- オ 児童相談所や警察などの関係機関との連携（必要に応じて）

7 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

- 生命, 心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
児童生徒が自殺を起した場合 身体に重大な障害を負った場合
金品等に重大な被害を被った場合 精神症の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
「相当な期間」とは年間 30 日を目安とするが, 児童生徒が一定期間, 連続して欠席しているような場合には, この目安に関わらず, 迅速に着手する。

(2) 重大事態への緊急対応

- ア 重大事態の報告…重大事案を認知した場合には町教育委員会を通じて, 直ちに町長へ報告する。
- イ 「重大事態対策委員会」を設置し, 「生徒指導部」「保健指導部」「外部連携部」に分かれ, 連携を図りながら全校体制で緊急対応する。
- ウ 教頭を窓口として, 以下の点について町教育委員会との連携を図る。
 - ・ 情報確認, 情報収集, 情報整理したことを町教育委員会に報告
 - ・ 臨床心理相談員やスクールカウンセラーなどの緊急派遣等の人的支援の要請
 - ・ 県教育委員会や警察などとの連携についての要請

(3) 学校は重大事態に対処するとともに, 再発防止を目的に, 事実関係を明確にするための調査を行う。その際, 以下の点に十分留意した調査を行う。

- ア 因果関係の特定を焦らず, 関係機関等との情報連携を図りながら, 客観的な事実関係を速やかに調査する。

- イ 被害児童からの聴き取りが可能な場合は聴き取り調査を中心に、不可能な場合には当該児童保護者の意見・要望を十分に聴取し、今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ウ 被害児童の学校復帰を最優先とした調査を行う。
- エ 情報提供児童等の安全を確保して調査を行う。

(4) 主な相談機関

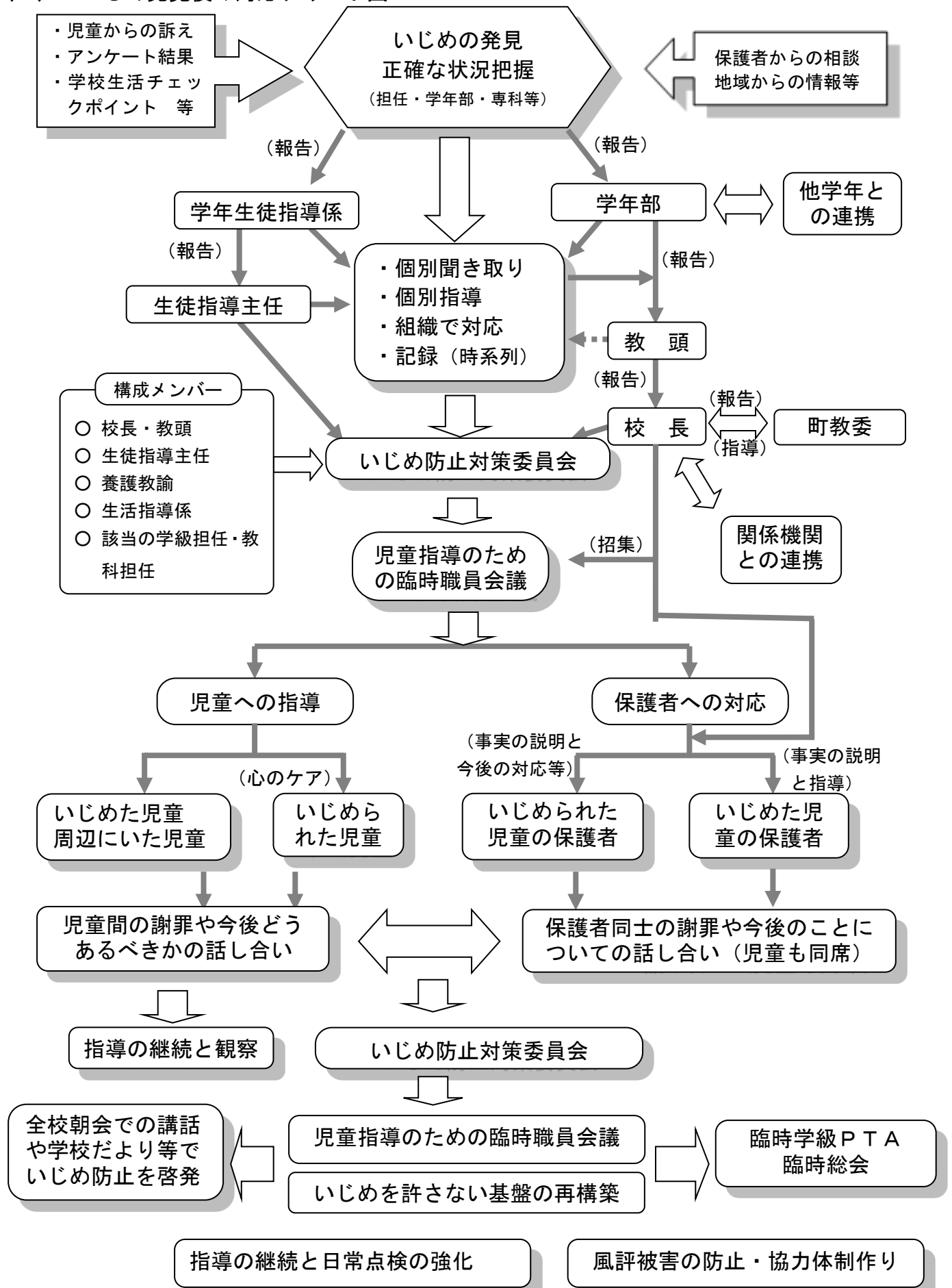
(令和2年3月現在)

相談機関		電話番号	相談時間等	主な相談内容
かごしま教育ホットライン 24		0120-783-574 0120-0-78310 099-294-2200	全 24 時間	いじめ・不登校・性格・行動、しおつけ、親子関係など子供にかかわる相談全般
県総合教育センター (面談は要予約)	教育相談課	099-294-2200	月～金 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)	いじめ・不登校等子供にかかわる相談
	特別支援 教育研修課	099-294-2820		障害のある子供や学習面・行動面につまずきのある子供の相談
PTA すくすくライン (県 PTA 連合会)		099-251-0309	月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	子育て期における家庭教育の諸問題に関する相談
県精神保健福祉センター (面談は要予約)		099-218-4755	月～金 (電話) 8:30～17:00	精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談
思春期相談事業			第3週水(面談) 9:00～12:00	思春期のこころの相談
精神保健福祉協議会 (こころの電話)		099-228-9566 099-228-9567	月～金 9:00～16:30 (12:00～13:00を除く) (祝日・年末年始を除く)	県民すべての悩みに関する相談や関係機関の紹介
少年サポートセンター (ヤングテレホン)		099-252-7867	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	子供が被害に遭った、学級でいじめられているなど、少年に関する悩みや困りごと等について相談
鹿児島いのちの電話		099-250-7000	全 24 時間	孤独の中にあって助けや慰めや励ましを求めている一人一人を電話を通して援助する
18歳までの子どもがかけられる電話 チャイルドライン(子ども専用) 特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター		0120-99-7777	月～日 16:00～21:00	18歳までの子供がかけられる電話 子供の声を受け止める電話

(5) 留意点

- ア 被害児童・保護者はもちろん、調査そのものが加害児童・保護者や情報提供児童に与える精神的負担を考慮し、調査の実施と並行して、町教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。
- イ 被害児童とその保護者に対して調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。また、調査経過についても、適時・適切な方法で報告するようにする。
- ウ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、被害児童とその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。
- エ 報道取材等への対応はプライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を教頭として、町教育委員会と連携を取りながら対応する。

(6) いじめ発見後の対応チャート図



8 その他

- (1) この学校いじめ防止基本方針を、学校等のホームページで公表し、児童一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図ることができるようにする。
- (2) 学期末に、定期的な点検・見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、学校いじめ基本方針を更新していくようにする。